平成 27 年 10 月 30 日

各　位

会 社 名　株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名　代表取締役　桑田　正明
（コード：4798 東証第二部）
問合せ先　取締役 CFO　藤井　隆徳
（ＴＥＬ（ＩＲ専用）：03-3539-2587）

東京証券取引所による当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ

本日、当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）より、平成 27 年 10 月 30 日をもって当社株式を整理銘柄に指定し、平成 27 年 12 月 1 日付で上場廃止となる旨の連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような決定を受ける事態となり、株主の皆様を始めとする関係各位の方々に多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

記

1．上場廃止及び整理銘柄指定

(1) 銘柄　株式会社エル・シー・エーホールディングス
（コード：4798　市場区分：東証２部）

(2) 整理銘柄指定期間
平成 27 年 10 月 30 日（金）から平成 27 年 11 月 30 日（月）

(3) 上場廃止日
平成 27 年 12 月 1 日（火）
（注）速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがあります。

(4) 有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 11 号の２e
内部管理体制確認書が再提出され、内部管理体制等について改善されなかったと東証が認める場合に該当するため

2．東証の上場廃止及び整理銘柄指定の理由

当社は、平成 25 年 12 月 19 日、関東財務局より、過年度の有価証券報告書等について、虚偽記載の内容を訂正した訂正報告書等を提出する命令を受け、これらを提出しました。東証の調査及び照会等により、その主たる要因は、当該行為に関与した関係者のコンプライアンス意識の著しい欠如、当社の取締役及び監査役による関係者の監督・牽制不十分などによるものであると判明したことから、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認め、平成 26 年２月８日に当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。

特設注意市場銘柄への指定から１年経過後の審査において、取締役会決議事項等について必要な審議を経て意思決定されていない事案が頻発しており、それらの事案が内部監査や監査役監査でも指摘されていないなど、取締役会等の意思決定や業務執行に対する牽制が十分に行われていないこと、契約の必要性や金額の妥当性などを適宜検証する体制が構築されていないこと、社内諸規則の適切な整備や十分な運用実績も確認できないことなどから特設注意市場銘柄の指定が継続されております。

指定から１年６ヶ月経過後の今回の審査において、当社から提出した内部管理体制確認書の内容を東証が確認したところ、過去に資金援助を受けた複数の第三者との間で、契約が未締結の状態が放置されているなど、依然として契約に関する管理・検証体制に不備があることが認められました。加えて、これらの取引と共に、他の多数の不明入金について、その実態調査が適切に実施されないなど、長期間にわたって放置されていることが認められました。

また、当社には多額の延滞債務があるものの、多くの債権者との間で返済に係る協議が開始されておらず、契約違反の状態を放置していることが認められました。

更に、貸倒引当金を計上している多額の長期未収入金及び長期貸付金について、債務者の実態調査等、回収に向けた取組みを長期間実施しておらず、債権管理に不備があることが認められました。

加えて、内部監査及び監査役監査において、これらの不備の速やかな解消に向けた指摘ができていないなどの状況を踏まえると、内部監査や監査役監査の実効性も引き続き不十分であると認められました。

以上を東証が総合的に勘案した結果、当社の内部管理体制等について、依然として問題があり、改善がなされなかったと認められたため、当社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定されました。

３．今後の見通し

当社株式は、平成 27 年 10 月 30 日（金）から平成 27 年 11 月 30 日（月）までの期間、整理銘柄に指定され、平成 27 年 12 月 1 日（火）に上場廃止となる予定です。

このような事態に至りましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

以上